

無鄰菴条例の全部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第 68 号)(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)

財団法人岩倉公旧跡保存会から岩倉具視幽棲旧宅の寄付を受けることに伴い、市民の文化の向上及び発展に資するため、次のとおり一般の観賞の用に供するための施設を設置するとともに、規定を整備する必要があるため無鄰菴条例の全部を改正することとしました。

名 称 岩倉具視幽棲旧宅

位 置 京都市左京区岩倉上蔵町100番地

敷地面積 1553.71平方メートル

主な施設 岩倉具視幽棲旧宅(対岳文庫を含む。)

開所予定時期 平成25年6月上旬

なお、岩倉具視幽棲旧宅は、文化財保護法第109条第1項の規定により史跡として指定されています。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

無鄰菴条例の全部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第68号

無鄰菴条例の全部を改正する条例

無鄰菴条例の全部を次のように改正する。

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例

(設置)

第1条 市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡及び名勝を公開し、一般の観賞等の用に供するための施設（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(供用時間及び供用しない日)

第2条 施設の供用時間及び施設を供用しない日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入場料)

第3条 施設に入場しようとする者（学齢に達しない者を除く。）は、別表第3に掲げる入場料を納入しなければならない。

(使用の許可)

第4条 無鄰菴の母屋の2階又は茶室（以下「母屋等」という。）を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第4に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認め

るときは、この限りでない。

(入場料等の還付)

第7条 既納の入場料及び使用料（以下「入場料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場料等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入場料等を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第9条 使用者は、使用しようとする母屋等に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第11条 使用者は、母屋等の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の無鄰菴条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受

けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条 第9条第1項	第4条 第9条第1項
---------------	---------------

別表第1（第1条関係）

名 称	位 置
無 鄰 菴	京都市左京区南禅寺草川町31番地
岩倉具視幽棲旧宅	京都市左京区岩倉上蔵町100番地

別表第2（第2条関係）

名 称	供 用 時 間	供 用 し な い 日
無 鄰 菴	午前9時から午後5時まで	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで
岩倉具視幽棲旧宅		月曜日並びに1月1日から同月 3日まで及び12月29日から 同月31日まで

別表第3（第3条関係）

区 分	入 場 料 （ 1 人 に つ き ）	
無 鄰 菴	400 <sup>円</sup>	
岩倉具視幽棲旧宅	一 般	300
	小 学 校 の 児 童	100
	中学校及び高等学校の生徒並 びに高等専門学校の学生	200

備考1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

2 「小学校」には、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。

3 「中学校」には、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。

4 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。

別表第4（第6条関係）

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	全 日
母 屋 の 2 階	3, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円
茶 室			

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは正午から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

2 供用時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)